

## 一般会計等財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

##### イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

ソフトウェアについては、当市における見込み利用期間（5年）に基づく定額法によっ  
ています。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金については、原則、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方針に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（会計管理者所管会計及び基金の資金管理運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積額が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

## ② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等の概ね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

## 3 重要な後発事象

主要な業務の改廃や組織・機構の大幅な変更、重大な災害の発生等、会計年度終了後財務諸表作成までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象については、該当がありません。

## 4 偶発債務

該当がありません。

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

特別会計公園墓地事業費

特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

特別会計公債管理費

#### ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

#### ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

|          |       |
|----------|-------|
| 実質赤字比率   | —%    |
| 連結実質赤字比率 | —%    |
| 実質公債費比率  | 6.2%  |
| 将来負担比率   | 36.2% |

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
該当事項はありません。

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

|       |           |
|-------|-----------|
| 継続費   | 940 百万円   |
| 繰越明許費 | 4,514 百万円 |
| 事故繰越  | 126 百万円   |

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

該当事項はありません。

② 減債基金に係る積立不足額

該当事項はありません。

② 基金借入金（繰替運用）残高

該当事項はありません。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 標準財政規模                    | 89,193 百万円  |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 133,136 百万円 |
| 将来負担額                     | 244,062 百万円 |
| 充当可能基金額                   | 24,521 百万円  |
| 特定財源見込額                   | 215,742 百万円 |
| 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額     | 11,078 百万円  |

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支 7,218 百万円

② 既存の決算情報との関連性

|                               | 収入（歳入）      | 支出（歳出）      |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出決算書（一般会計）                 | 177,899 百万円 | 172,000 百万円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲に伴う増額          | 19,346 百万円  | 19,240 百万円  |
| 繰越金に伴う差額                      | △3,043 百万円  | —           |
| 一般会計等構成会計間の相殺消去<br>（繰入金・繰出金等） | △18,755 百万円 | △18,755 百万円 |
| 令和 5 年度財政調整基金繰入額              | —           | 2,480 百万円   |
| 過年度修正                         | —           | —           |
| 資金収支計算書                       | 175,447 百万円 | 174,965 百万円 |

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（特別会計公園墓地事業費、特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費並びに特別会計公債管理費）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

|             |            |
|-------------|------------|
| 一時借入金の限度額   | 20,048 百万円 |
| 一時借入金に係る利子額 | 0 百万円      |